大鳥	町役場	黒観.	光課	₽.	殿
ノく凹り		<i>70</i> 7 15 70.	ノロルへ	IX.	

(申請・代表者)

住 所

氏 名 印

連絡先

物品借用申請書兼許可書

大島町観光課管理の備品等について、下記のとおり借用願います。

- 1. 借用備品等
- 2. 目 的
- 3. 借用期間 年 月 日 ~ 年 月 日 (日間)
- 4. その他

※裏面の内容に同意し申請いたします。

殿

大島町観光課管理の備品等について上記の内容にて借用を許可いたします。

観光課確認欄					
担当印	係長印	課長印			

【使用上の制限】

- 1.使用者は、借用備品等について、許可を受けた使用目的以外に使用してはならない。
- 2.使用者は、許可に基づく一切の権利を第三者に譲渡し、又は担保の用に供してはならない。
- 3.使用者は、課長の許可なくして、借用備品等の改造もしくは附属機器の取り外し等を行ってはならない。

【使用許可の取り消し】

- 1.次のいずれかの事由が生じた場合、本許可を取り消す場合があります。
 - ・使用目的以外に使用したとき
 - ・災害、その他の事故、故障等により使用する事ができなくなったとき。
 - ・その他課長が使用を不適当と認める場合
- 2.本許可取り消しの場合、使用者は借用備品等を直ちに返却するものとする。

【原状回復の義務及び損害賠償の方法】

- 1.使用者は、借用備品等返却の際には、使用前と同等の状態に戻し返却を行うこと。
- 2.使用者の故意または過失により、借用備品ならびに対物、対人に損害を与えた場合は、課長の指示するところにより、その損害を賠償しなければならない。

【その他】

- 1.備品等の貸し出しならびに返却については大島町職員立会いのもと行う。
- 2.貸し出しおよび返却については平日(祝・祭日除く)に行うものとする。
- 3.貸し出し備品等の数に限りがあるため、イベント等が重なった場合は譲り合い使用すること。
- 4. 「大島町(観光課管理) 備品等の貸し出しに関する要綱」に定める各事項に従うこと。